

令和3年 第6回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和3年6月14日					
3. 開催通知の期日	令和3年6月14日					
4. 招集期日	令和3年6月30日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	11	北原元明	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	湯本智明	出	13	小池俊治	出
	4	山本武彦	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	藤浦忠広	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
	10	藤浦忠広	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		鈴木隆夫		出	
	係 長		青木重喜		出	
	書 記		酒井義之		出	
	書 記		梨本祥子		欠	
	書 記		石川政志		出	

11. 報告事項

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第17号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第15号 農用地利用集積計画の承認について

### 13. その他

当面の日程について

#### <開会>

会長代理 皆さん、大変ご苦労さまです。  
ただいまより令和3年第6回山ノ内町農業委員会定例会総会を開催いたします。  
それでは、招集者よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

#### <招集者挨拶>

会 長 大変お忙しい中、皆様のご出席をいただきまして定例会を開催することができました。ありがとうございます。  
6月に入りまして、13日に梅雨入りですか、それで14、15と午後になって雨が降ってきたなという中で、部分的に降雹の害が町内でもあったというわけですが、4月に引き続き、また霜の害の後に降雹ということで、ダブルパンチということで、ちょっと町の農作物に関しては被害が大きくなりそうだなということでございます。  
それと、6月に入りまして、4日に農業委員長と事務局長会議ということで、鈴木課長と役場のオンライン室で、オンラインウェブ会議ということで、二人でテレビの前に座って、私も初めてなんですけれども、県のほうの事務局のほうからいろいろ説明をいただきまして、画面越しに説明を受けてまいりました。  
それと、6月21日に長野県農業者会議ということで、松本のキッセイホールで事務局の石川さんと二人で、午後1時から4時半までの総会ということで、県のほうの事務局のほうの説明をいただきながら会議をしたわけですが、各北信地域の農業委員と事務局の方が見えられたわけですが、そこで最終的にみんな可決ということで、最終的に終わりましたので、ご報告をさせていただきます。  
今日は皆さんまた定例会に議事があるわけですが、よろしくお願いたします。

会長代理 ありがとうございます。  
それでは、議事に移ります。  
会長の進行でよろしくお願いたします。

#### <議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ということで、本日は  
5番 山口 剛 委員  
8番 渡辺輝子 委員  
お願いたします。

#### <議事>

議 長 それでは、5番の議事に入りたいと思います。  
報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いたします。

事務局 事務局から説明します。資料のほう、1ページをお願いたします。報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月1件です。

所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇、地目は現況畑で、面積1,149平米、通知人、賃貸人は〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇の〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労働力不足のためとなります。

以上、1件報告します。

議長 ありがとうございます。この報告事項について、質問がありましたらお願いいたします。(なし)

ないようでしたら、次へ移ります。

2番、報告第17号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局よりお願いいたします。

事務局 2ページをお願いします。報告第17号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、こちらは自己所有農地に200平米未満の農業用倉庫等を建築する際の届出になります。今月は1件です。

農地の所在地は大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は412平米、農地区分は2種農地に該当しまして、こちらに農業用物置、床面積22.08平米を1棟建築したいということでございます。申請人ですが、〇〇の〇〇〇〇、事由の詳細は農機具を収納する倉庫が必要になったということでございます。参考資料を15ページから19ページにつけてございます。

まず、15ページ、位置図、こちらをお願いします。場所ですけれども、佐野角間インターチェンジ近くの場所になります。

また、その他の資料としましては、16ページに公図の写し、17ページに登記簿謄本の写し、18、19ページに倉庫の図面です。以上、報告します。

議長 ありがとうございます。この報告事項について、質問がありましたらお願いいたします。(なし)

ないようでしたら、次に移ります。

3番、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 資料のほう3ページをお願いします。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月1件です。

申請人ですが、渡人が〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万5,473平米、耕作面積1万7,898平米、家族総数が2、稼働人員が2です。受人は〇の〇〇〇〇、所有面積7,001平米、耕作面積が5,739平米、家族総数が3、稼働人員が2です。申請地は大字寒沢字〇〇〇〇〇ー〇、地目は畑で、面積が106平米となります。契約内容は無償の贈与となります。理由ですけれども、渡人につきましても、耕作の合理性のため、画地形状の整理となっております。受人につきましても同様となります。位置図を20ページ、公図を21ページに載せておりますけれども、場所につきましては、〇〇地区にある受人の農地、これに隣接する農地となっております。

以上1件につきましても、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件ですけれども、補足説明ですけれども、私が説明させていただきます。

渡人の〇〇〇〇さんですけれども、〇〇さんも結構高齢化をされており、あまり無理をしたくないということでありまして、受人の〇〇〇〇さんなんですけれども、今の

住まいは〇〇〇に住んでいるわけですがけれども、自宅のほうは実家になります。それで〇〇という姓なんですけれども、そちらに結婚されて、旦那さんと二人で、〇〇さんと、旦那さんと奥さんの実家に住まわれているわけですがけれども、今説明ありましたとおり、耕作するたびにちょっとこの面積分が欲しくて、便利よく使えるかなということで話がまとまり、このような形になりました。よろしく願いいたします。

この案件について質問をお受けいたします。質問のある方は挙手願います。

藤浦委員 これは画地形状整理ということで、公図でいうと〇〇〇-〇が家屋になりますか。

議 長 〇〇さんの今の取得している場所が〇〇〇-〇ですので、〇〇〇-〇が今住まわれている〇〇さんの実家の母親の名義になっている土地なんですけれども、将来的にこの〇〇〇-〇の番地を〇〇名義にすればできたんですけれども、将来的に自分が作物を作るといふときに、自分の名前にしておいたほうがいいのかという考えの中で、〇〇〇〇と言って申請をしたそうです。  
藤浦さん、よろしいですか。

藤浦委員 だから〇〇〇-〇とくつつくのか、どれとくつつくのかな。

議 長 くつつく。本当は、だから〇〇〇-〇と〇〇〇-〇も、〇〇〇-〇も多少かかっているのかなと、この公図から見るとそんなような形になっているんですけれども、面積的に測り出したところで106平米の面積になったということだと思います。  
酒井さん。

事務局 事務局から少し補足をさせていただきます。  
公図のほうでちょっと説明させていただきますと、申請地〇〇〇-〇につきましては、もともとが〇〇〇-〇からの分筆をした農地になっております。ここにつきましては、ここ数年の間で国土調査、地籍調査に入りまして、実際はこの北側にある〇〇〇、この中に〇〇さんのご実家の〇〇さんの土地が入っていたと、そこから本来であれば交換という形で、この〇〇〇-〇と〇〇〇の中に入っている農地が交換という形でできればよかったんですけれども、国土調査の際にその交換する部分も〇〇〇の農地にまで入ってしまったと、なので、交換という形もできずに、今回贈与という形で、交換する予定だった農地を取得いたすというような形になっております。〇〇〇-〇につきましては、〇〇さんのご実家が所有されている農地ということで、この〇〇〇-〇と〇〇〇-〇を一体的に使いたいということで、今回贈与となっているということでございました。

議 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。すみません、ほかにご質問。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
4番、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明をお願いいたします。

事務局 4ページをお願いします。農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは農地転用の案件になります。今月3件でございます。  
まず、1件目の農地の所在地ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇-〇、登記、現況とも畑で、面積が489平米、農地区分は3種の農地でございます、こちらに個人用住宅



市街化が見込まれることから、第1種農地として転用は問題ないと思います。また、現場を見てきたところ、大分荒れていますので、何とか建物を造ってもらったほうが逆に農地が荒れなくていいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたら挙手願います。  
北原委員。

北原委員 今農地区分が2種農地変わったということなんですけれども、町の判断でということでしょうか。

事務局 ではなくて、もともと県と協議をしております、3種農地ということで、この3種農地の条件の一つとして、周囲500メートル以内に住宅地が40%存在するというような条件が3種……

北原委員 他の場所もどういう判断基準で農地の区分を決めているのか、どうして今日農地区分が変更になったのか教えてください。

事務局 ほかのところは、例えば3種の条件としては、役場や学校などの公共施設から300メートル以内に位置するだとか、いろんな条件があるんですけれども、ちょっと今日、県の方と実は現地調査をしたところ、3種というよりかは将来市街化が見込まれるということで、2種農地ということで変更の判断をしました。

北原委員 その調査が今日行われたということですね。

事務局 そうですね。

北原委員 では、他の案件でも現地調査をしてから農地区分を判断しているということですか。

事務局 そうですね。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに質問ありますか。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、3番の案件に移りまして、湯本浩委員、お願いいたします。

湯本(浩)委員 譲受人である〇〇〇〇さんは、現在〇〇〇在住であります、〇〇市に本社を置く会社に勤務されています。新型コロナウイルスの影響で勤労形態がテレワークとなり、今後もテレワークで仕事を続ける予定です。趣味でスキーをされており、スキーのため毎週のように山ノ内町を訪れ、その都度ホテルに宿泊しています。勤労形態が変わったことにより、通勤の必要がなく、居住地の選択肢が増えたので、町内へ家族とともに移住することになりました。農地は上条駅から半径500メートル以内にあることから、第2種農地として転用は問題ありません。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
5番、議案第15号 農用地利用集積計画の承認について、事務局よりお願いしま



8件目ですが、設定を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、1,911平米のうちの1,200平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1,000円の再設定です。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、田で2,498平米です。利用権の種類は賃借権で、6年の設定で水稻の作付です。賃料は10アール当たり6,000円の再設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、畑で3,794平米です。利用権の種類は賃借権で、6年の設定でリンゴの作付を予定しております。賃料は全体で1万5,000円の再設定となります。

11件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で1,381平米です。利用権の種類は賃借権で、6年の設定でリンゴの作付を予定しております。賃料は10アール当たり5,000円の再設定となります。

最後、12件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の3筆で、地目はいずれも畑、面積は合計で4,578平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でソバの作付を予定しております。賃料は10アール当たり1,000円の新規設定となります。

以上、売買が2件、利用権の設定12件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは、補足説明をお願いいたします。8ページに戻っていただきまして、1番の案件、湯本久万委員、お願いします。

湯本(久)委員 1の〇〇〇〇さんですが、買われる畑がもう農業をやらなくなった方のうちの畑で、それを公社を通して買われるということで、また、自分の〇〇さんのうちの畑にも近いということで、買われるということになりましたので、問題ないかと思いますが、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたら挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。2番の案件、同じく湯本久万委員、お願いします。

湯本(久)委員 〇〇〇〇さんですが、こちら作る方が具合が悪くなっちゃって、体調が悪くなって作られなくなってしまった畑があるんですが、それをお隣の畑の持ち主の〇〇さんが買われて作ってはいかがか、どうかというふうに、前任の農業委員さんから仲介が、お話があって、公社を通して買われるということになりました。問題ないかと思いますが、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。続きまして、10ページのほうへ進めたいと思います。

1番の案件につきまして、湯本久万委員、お願いします。

湯本(久)委員 1の〇〇〇〇〇さんが借りられるということなのですが、借りる畑は自分のうちに接しておられる畑と近い位置にありまして、また、ご家族3人で規模を拡大してリンゴ作りをしたいということです。それで、所有者の〇〇さんですが、体調が、住所は〇〇〇となって今〇〇〇に移されていますが、もともと〇〇〇の方で、労働力不足というか、自分でもちょっと体調が悪いようなので、どなたかに作っていただきたいということで、佐々木さんが借りて作るということになりましたので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
2番の案件について、同じく湯本久万委員、お願いします。

湯本(久)委員 借りられる〇〇〇さんですが、上の1の貸される〇〇〇さんと同じ方です。それで、体調も悪かったり、労働力不足ということで、減らしたいということで、1では貸されるんですが、〇〇〇〇さんから借りているというのは再設定ということで、前から借りておられたんですが、〇〇〇〇さんのほうも〇〇〇さんからお話を、体調のことなど聞かれていて、ほかに探してはいるんですが、すぐには見つからないということで、ここに関してはもう1年〇〇〇さんが借りられて、手入れをしておきたいということなので、もう1年お借りしたいということなのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がある方は挙手願います。  
藤浦委員。

藤浦委員 今〇〇〇さんは、ちょっと余り体調がよくないような話だったんですけども、これは1年の契約じゃないですか。これは1年後に、できれば〇〇さんとしては、もうほかの方にやってもらいたいという考えでの1年で設定したんですか。

湯本(久)委員 〇〇〇〇さんは、それまでには次の方を探したいということで、お話を聞いています。

議 長 よろしいですか。ほかに。(なし)  
では、ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
3番の案件、山本武彦委員、お願いします。

山本(武)委員 貸し手の〇〇〇〇さんは、高齢によりリンゴ作りを4、5年前にやめられて、この畑は荒地地というか、草刈りだけはしてあるんですけども、草刈りをしてあるだけですけども、相談あったということで、〇〇〇〇さんがプラムを作りたいということで、どこかいいところがないかということで、〇〇〇〇さんに打診したところ、作ってくれるならどうぞということで話がまとまりました。〇〇さんはでするので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

4番、5番、同じ設定を受ける人なので、湯本浩委員、4番、5番、お願いいたします。

湯本(浩)委員 ○○○○○さんは○○○○○さんのお母さんで、名義が違うということです。それで、状況といたしましては、○○○○○さんは会社にお勤めをされておりまして、○○○○○さんにつきましては、もう高齢ということでお仕事はされていません。再設定ということで、耕作をされているので、○○○君がしっかりやっておりますので問題ないと思います。お願いします。

議 長 それでは、4番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
引き続きまして、5番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
それでは、6番、7番、8番、設定を受ける人が同じですので、望月委員、6番、7番、8番、補足説明をお願いいたします。

望月委員 ○○○○さんは、ご高齢ではありますが、レインボークラブに所属されていて、地域でそば作りなど、ご尽力をされておりまして。再設定ですので問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 7番は。6番、7番、8番で。

望月委員 すみません、○○○○○さんはご高齢でありまして、また、○○○○○さんもお一人で農業をされておりまして、とても大変だということです。こちらも○○○○○さんはすごく熱心に活動されておりまして、同じく再設定ですので問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。また、8番、○○○○○さんは、お一人で農業をされておりまして、とても力強くやっているということで、○○○さんはとても頼りになる方なので、ぜひまたお願いしたいということです。再設定ですので問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、6番の案件から、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
7番の案件について、質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
8番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
9番の案件について、齊藤委員、お願いします。

齊藤委員 ○○○○さんは、実家は横倉にありますが、東京に居を構えておられます。もうずっと前から○○○○○さんに借り受けてもらっている状況です。再設定ですので問題な

と思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
引き続きまして、10番、11番の案件、受ける者が同一人物ですので、引き続いて  
10、11番を、湯本貴文委員、お願いします。

湯本(貴)委員 借りられる方、〇〇〇〇さん、ずっとこの畑を借りておられて、また再設定と  
いうことであります。〇〇さんについては、こちらにおられない方で耕作ができない  
ということ、〇〇さんにおいてもちょっと手が回らないということで、引き続き〇〇  
さんが再設定ということで耕作をするということでもあります。問題ないと思います  
のでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。10番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
11番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
最後になりますが、12番の案件を、望月委員、お願いいたします。

望月委員 〇〇〇〇〇さんも大変ご高齢でありまして、借りられる〇〇〇〇さんは、元農業委員  
で大変しっかりされている方なので、ぜひお願いをされたそうです。間違いのないと思  
いますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。この案件について質問がある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
議事につきましては、これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。

<その他> 当面の日程について

会長代理 ありがとうございました。  
以上をもちまして、令和3年第6回山ノ内町農業委員会定例総会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後4時45分